

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社は、下記の事項に関して誓約いたします。

記

1. 貴社との取引に際し、当社（主要な出資者、役員、およびそれに準ずる者を含む）が暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・特殊知能暴力集団の関係者・総会屋・その他公益に反する行為をなす者（以下、「反社会的勢力」という）ではないこと、かつ次の各号に定める「反社会的勢力」との繋がりを有していないことを誓約いたします。

- (1) 「反社会的勢力」から、直接・間接を問わず、かつ、名目のいかんを問わず、資本・資金を導入し、資本・資金上の構築を行っていないこと。また、今後も行わないこと。
- (2) 「反社会的勢力」に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目のいかんを問わず、資金提供を行っていないこと。また、今後も行わないこと。
- (3) 「反社会的勢力」に属する者及びそれらと親しい間柄の者を当社の役員または従業員として選任し、または雇用してはならないこと。また、今後も選任または雇用しないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、以下のいずれかの行為を行うこと。

- ・ 暴力的な要求行為
- ・ 脅迫的な言動または暴力を用いた行為
- ・ 名誉または信用を毀損する行為
- ・ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・ 風説の流布、偽計または威力を用いた妨害行為
- ・ その他前号に準ずる行為

2. 本誓約書の内容に違反した場合または虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なしに貴社との取引停止、または契約解除の取扱いを受け、ても異議申立てを行いません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切を当社の責任とします。

3. 本誓約書は取引が継続する期間中有効とします。

以 上